

職場からパワハラ の根絶を 国際労働機関が禁止と勧告を採択

職場では相変わらずパワハラやハラスメントがありま
す。「女性のロッカーを男性の管理者が点検した」、「相変
わらずお前は使えねえ」。ここを辞めて他にいったらどう
だ」という大声。そして、日ごろたまっていた不満を言
ったら役職者から厳しい叱責がされ、それが精神的に病み
退職していった人もいます。

今、かんぽ生命の不公正
営業が社会的問題になっ
ていますが、パワハラも行
われている実態が明らか
になっています。都内では
マイスター制度が導入さ
れて局員を5段階で分類
。月平均27万円以上なら
最高位の五つ星。10万
円以下は最低の一つ星。
星4と5だと旅行やパー
ティーに招かれ、星1と
2は研修受講が求められる
。営業方法が不適正な
ものであっても数をあ
げる成績優秀者には褒

美が行われる一方で、適
正な営業をしていても数
が上がりなければ研修に
いかなければなりません
。研修では人権を害する
ようなことが行われて
いると聞いています。こ
うした五段階評価が目
に見える形で露骨に行わ
れているのです。これは
パワハラの何物でもあり
ません。パワハラやハラ
スメントは世界中で問題
になっていきます。これ
を根絶させるための国
際労働基準ができました
。国際労働機関(ILO)

○は6月21日の総会で、
働く場での暴力・ハラ
スメントを禁止する条
約と勧告を採択した
のです。

条約は、暴力とハラ
スメントのない職場
で働くことが「すべ
ての人の権利」とし
て「すべての人の権
利」として、その定
義として、「身体的、
精神的、性的、経済
的被害を引き起こす
か、引き起こす可能
性がある許されない
行為」としています
。これは画期的な内
容です。そして、ILO
加盟国に

は、暴力・ハラ
スメントを禁止する
法律の制定や、制裁
措置、被害者の救済
と支援措置などを義
務付けています。

日本政府にはただ
ちにこれにそった法
律の整備が求められ
ます。郵政でも国際
労働機関が決定した
世界基準に基づいて
パワハラ、ハラ
スメントの根絶に向
けた取り組みをして
いくべきです。同
時に社員の意識改
革もすすめていくよ
う郵政産業ユニ
オンは求めておき
ます。

7月22日、「全国一律最低賃金
1500円」を求めて新宿駅西口で
宣伝行動。70人で訴えました。

